

最低制限価格及び調査基準価格の算定方法等について（変更点）

地方自治法施行令の改正に伴い、令和 7 年 1 0 月 1 日から「最低制限価格及び調査基準価格の算定方法等について」の一部を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

なお、最低制限価格及び調査基準価格の算定方法に変更はありません。

記

変更前（令和 7 年 9 月 3 0 日以前の公告案件）	変更後（令和 7 年 1 0 月 1 日以降の公告案件）
令和 6 年 5 月 1 日以降に公告する予定価（税込み）が <u>2 5 0 万円</u> 超の建設工事及び <u>1 0 0 万円</u> 超の工事関連業務に係る最低制限価格及び調査基準価格の算定方法等については、下記のとおりとします。 1 建設工事に係る最低制限価格及び調査基準価格の算定方法 （1）最低制限価格の算定方法 <予定価格（税込み）が <u>2 5 0 万円</u> 超 1 億 5 千万円未満の場合> （省略） 2 工事関連業務（工事監理業務を含む。）に係る最低制限価格の算定方法 <予定価格（税込み）が <u>1 0 0 万円</u> 超の場合> （省略） 最低制限価格及び調査基準価格の算定方法（概要版） 1 建設工事に係る最低制限価格及び調査基準価格の算定方法 （1）最低制限価格の算定方法 <予定価格（税込み）が <u>2 5 0 万円</u> 超 1 億 5 千万円未満の場合>	令和 6 年 5 月 1 日以降に公告する予定価格（税込み）が <u>4 0 0 万円</u> 超の建設工事及び <u>2 0 0 万円</u> 超の工事関連業務に係る最低制限価格及び調査基準価格の算定方法等については、下記のとおりとします。 1 建設工事に係る最低制限価格及び調査基準価格の算定方法 （1）最低制限価格の算定方法 <予定価格（税込み）が <u>4 0 0 万円</u> 超 1 億 5 千万円未満の場合> （省略） 2 工事関連業務（工事監理業務を含む。）に係る最低制限価格の算定方法 <予定価格（税込み）が <u>2 0 0 万円</u> 超の場合> （省略） 最低制限価格及び調査基準価格の算定方法（概要版） 1 建設工事に係る最低制限価格及び調査基準価格の算定方法 （1）最低制限価格の算定方法 <予定価格（税込み）が <u>4 0 0 万円</u> 超 1 億 5 千万円未満の場合>

(省略) 2 工事関連業務に係る最低制限価格の算定方法 〈予定価格（税込み）が<u>100万円</u>超の場合〉 (省略)	(省略) 2 工事関連業務に係る最低制限価格の算定方法 〈予定価格（税込み）が<u>200万円</u>超の場合〉 (省略)
--	--